

住居確保給付金のしおり

家賃補助について

～事業の廃止、休業などで住居を喪失またはおそれのある方へ～

個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分（上限額及び支給条件あり）の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会などの確保に向けた支援を行います。

もくじ

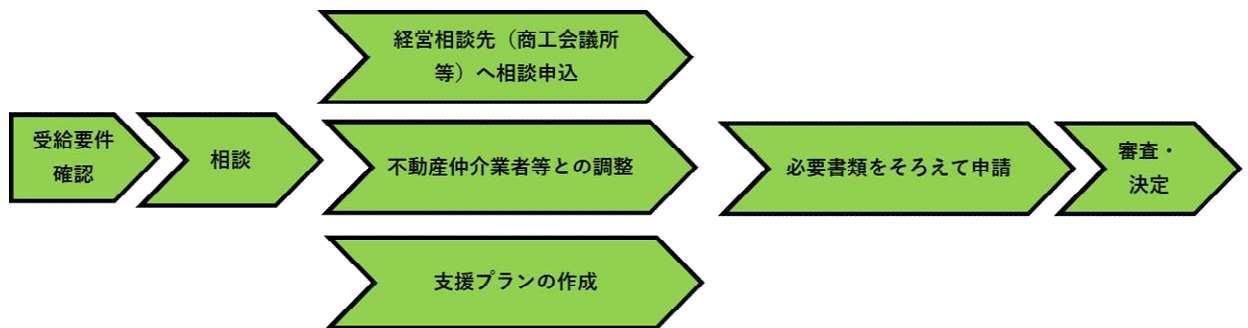
家賃補助について	1
（１）支給額・支給期間・支給方法	2
（２）家賃補助を受給するための要件	3
（３）収入基準額について	5
（４）求職活動	6
（５）手続きの流れ	7
（６）申請に必要な書類	9
（７）支給の中止について	10
（８）支給の中断について	10
（９）適正な受給のために	11

家賃補助について

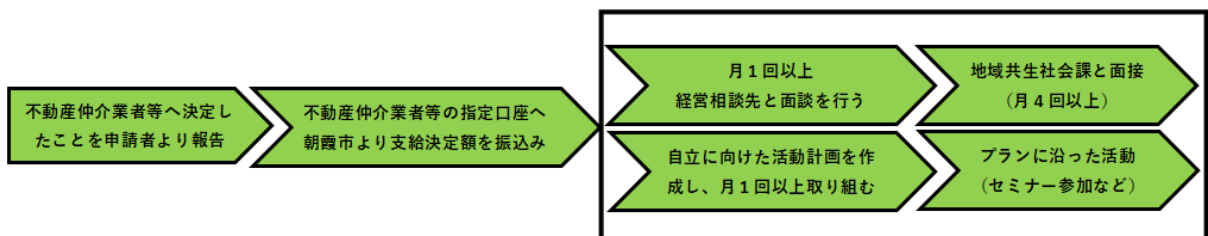
離職等から2年以内※またはやむを得ない休業等により、離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、一定期間家賃相当額を直接不動産仲介業者等に支払うとともに、朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※ 当該期間に、疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により連続して30日以上求職活動を行うことが出来なかった方は、医師の証明書等の提出により、その事実が認められた場合は、当該期間を2年加算し、最大4年以内であれば受給資格がある場合があります。

相談から支給の流れの概要



支給決定後の流れの概要



家賃補助について

離職等から2年以内※またはやむを得ない休業等により、離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、一定期間家賃相当額を直接不動産仲介業者等に支払うとともに、朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※ 当該期間に、疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により連続して30日以上求職活動を行うことが出来なかった方は、医師の証明書等の提出により、その事実が認められた場合は、当該期間を2年加算し、最大4年以内であれば受給資格がある場合があります。

(1) 支給額・支給期間・支給方法

支給額

1か月ごとに家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を支給します。

※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません。

※世帯の収入額によって、一部支給になる場合があります。

世帯人数	支給上限額
1人	47,700円
2人	57,000円
3人	62,000円
4人	62,000円
5人	62,000円
6人	67,000円
7人以上	74,400円

支給期間

原則3か月

就職活動を誠実かつ熱心に取り組んでいる方であって、なお、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに2回の延長が可能です。

支給方法

原則として、朝霞市が、不動産仲介業者等の口座に直接振込ます。

※支給額以外の自己負担分は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。なお、振込手数料等についても受給者負担となります。

(2)家賃補助を受給するための要件①

申請時に以下の①～⑥のすべてに該当する方が対象になります。

	①基本要件	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。								
	②離職期間要件	就業している個人の給与・その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき利用、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること								
	③生計維持要件	申請日の属する月 において、その属する世帯の生計を主として維持していること。								
	④収入要件 【P.5参照】	申請日の属する月 における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額（※）を合算した額（収入基準額）以下であること。 ●事業収入（経費を差し引いた控除額） ●その他定期的に支給される雇用保険の失業給付、公的年金、親族からの継続的な仕送りは収入に含みます。 ●なお、児童扶養手当等各種手当や各種保険金などは収入として算定しません。 詳しくは、お問い合わせください。								
	⑤資産要件	申請日 における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の方形が、下表の金融資産上限額以下であること。 <table><tr><th>世帯人数</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr><tr><td>金融資産上限額</td><td>552,000円</td><td>834,000円</td><td>1,000,000円</td></tr></table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	金融資産上限額	552,000円	834,000円	1,000,000円
世帯人数	1人	2人	3人以上							
金融資産上限額	552,000円	834,000円	1,000,000円							
	⑥求職活動要件	商工会議所などの経営相談先へ相談申込みを行い、誠実かつ熱心に経営再建に向けた活動を行うこと。 ※再延長になった場合には、常用就職を目指した求職活動に切り替えていただきます。								

(2)家賃補助を受給するための要件②

☐	⑦類似給付に関する調整規定	自治体等が実施する離職者に対する転居の支援を目的とした類似給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
☐		⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。
☐		⑨現在、生活保護を受給していないこと。
☐		⑩過去に住居確保給付金（家賃補助）を受給していないこと。 ※ただし、支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している（常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限り）場合には、再度申請が可能です。
☐		⑪①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）】の内容について誓約及び同意すること。

(3) 収入基準額について

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- 「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- 収入額が「②基準額」以上の場合や、家賃額の一部が支給となります。
- 収入とは、給与収入、事業収入（自営業など）、公的給付（失業給付や年金など）、その他恒常的な収入（仕送りなど）など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】＝総支給額（社会保険料天引き前）－交通費支給額

【自営業等の事業収入】＝総収入額－（事業収入を得るための）必要経費（＊確定申告に準ずる）
詳しくは、お問い合わせください。

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額＋家賃額（③家賃上限額）	
1人	92,000円＋家賃額（上限47,700円）	139,700円
2人	139,000円＋家賃額（上限57,000円）	196,000円
3人	172,000円＋家賃額（上限62,000円）	234,000円
4人	214,000円＋家賃額（上限62,000円）	276,000円
5人	255,000円＋家賃額（上限62,000円）	317,000円
6人	297,000円＋家賃額（上限67,000円）	364,000円
7人	334,000円＋家賃額（上限74,400円）	408,400円

✓収入要件の確認について

③家賃上限額（上記表より転記）

A
円

実際の家賃額

B
円

AとBを比べて少ない方

②基準額（上記表より転記）

収入基準額

世帯の申請月の収入

C
円

＋

D
円

＝

E
円

F
円

EとFを比較

 Eの方が大きい場合
支給対象
※一部支給の場合あり

 Fの方が大きい場合
(または同じ)
対象外

(4)求職活動

☐ 経営相談先（商工会議所等）への相談申込み

☐ 月1回以上、経営相談先（商工会議所等）での面談等の支援を受ける

経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書（参考様式10）」をご自身で作成してください。

また、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に、相談日、担当者名、支援内容等について、記入してもらってください。

☐ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。

☐ 月4回以上の朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）との面談等の支援を受ける

朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）による面接等を行い、「自立に向けた活動計画（参考様式10）」及び「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」を提出してください。

また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。

☐ プランに沿った活動（家計改善支援事業、自営業者向けセミナー等への参加など）を行う

朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）は、相談者と面談を行い、今後自立した生活をどのように目指していくかを検討し、プランを策定します。そのプランへ同意をいただき、支給決定後はそのプランに沿った活動を行い、報告をしていただきます。

面談の際には、下記の書類をお持ちください。

☐ 自立に向けた活動計画書（参考様式10）

☐ 自立に向けた活動状況報告書及び活動状況が分かる資料（参考様式11）

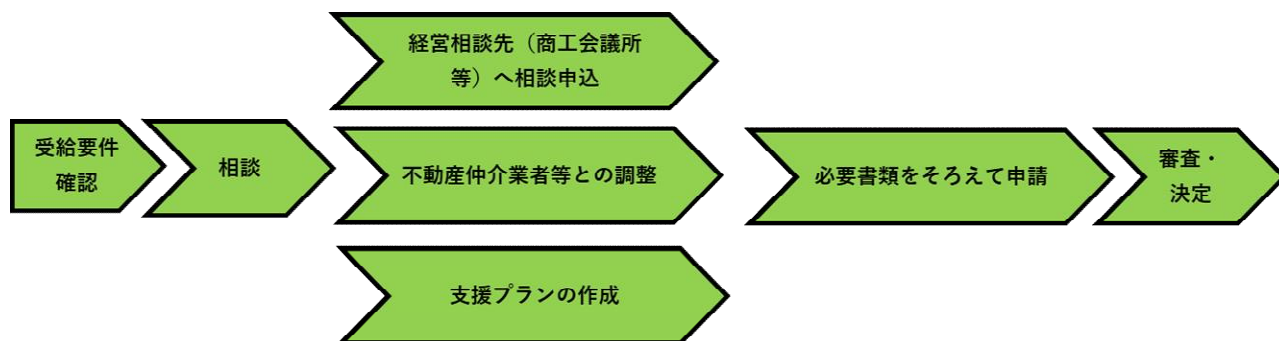
☐ 月の収入額を確認できる資料（住居確保給付金報告締め切り予定に記載がある時）（参考様式9）

※自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと朝霞市長が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動が可能です。

ただし、6か月以降もなお事業再生できず再延長になった場合には、「④常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。

※経営相談先からハローワークにて求職登録を行い、求職活動を行うことが適当と判断された場合、速やかに朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）へ報告してください。

(5) 手続きの流れ(相談から決定まで)



1

受給要件を確認

2

朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）へ
ご相談（ご予約をいただくとスムーズに対応可能です。）

3-1

申請・不動産仲介業者等との調整

※不動産仲介業者等に作成していただく書類などがありますので、ご自身で不動産仲介業者等へ調整をお願いします。

また、支給決定された場合でも、振込までに1～2か月程度時間がかかることもありますので、あわせてご相談をお願いします。

3-2

商工会議所等へ経営相談

3-3

支援プランの作成

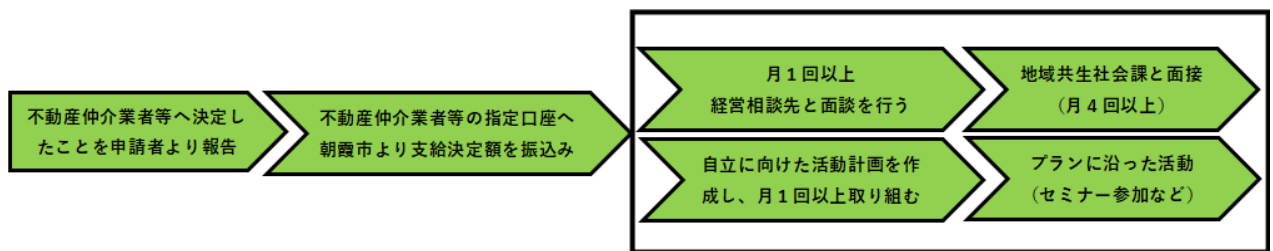
4

必要書類を揃え、申請

5

地域共生社会課にて審査し、決定内容を本人へ
通知

(5) 手続きの流れ(決定後の流れ)



6

物件を賃借している不動産仲介業者等に住居確保給付金（家賃補助）が支給決定された旨を本人から報告

※家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については自ら別に支払う旨を説明・調整してください。

7

不動産仲介業者等の指定口座へ住居確保給付金（家賃補助）支給決定額が朝霞市から直接振り込まれる

※所得の状況によっては、住居確保給付金（家賃補助）支給対象額が差額分（一部支給）のみ貸主等の口座に直接振込みます。自己負担額分（管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等）は、直接ご本人から不動産仲介業者等にお支払いください。

8-1

月1回以上、経営相談での面談等の支援を受ける

経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書（参考様式10）」をご自身で作成してください。

また「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に相談日、担当者名、支援内容等を記入してください。

8-2

経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。

8-3

月4回以上の朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）との面談を受ける

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」及び「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」を提出してください。

また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。

8-4

プランに沿った活動（家計相談など）

(6) 申請に必要な書類

☐ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1－1）

☐ 住居確保給付金申請時確認書

☐ 本人確認書類

運転免許証・個人番号カード・各種障害者手帳・在留カードなどの顔写真付きの身分証明書 提示が難しい場合はご相談ください

☐ 離職関係書類

申請者の責めに帰すべき理由又は都合によらないで収入が減少した場合は、雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書など
個人事業主の場合は、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取消しや減少が確認できる書類

☐ 収入関係書類

支給申請者含む世帯全員分の、申請月の収入が確認できる書類の写し

☐ 金融資産関係書類

支給申請者含む世帯全員分の、申請日時点の記帳を済ませた金融機関の通帳等の写し

☐ 求職申込関係

ハローワークが発行する「求職番号」が分かるものまたは、経営相談先の名称のわかるもの

☐ 入居住宅に関する状況通知書

☐ 申請日時点で有効な賃貸借契約書の写し

(7) 支給の中止について

次のような場合には支給を中止することがあります。

- (1) 誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合
※原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- (2) 受給中に常用就職等の理由で、収入基準額を超えた収入があった場合
※原則としてその収入が得られた月から支給を中止します。
- (3) 住宅を退去した場合（家主からの要請及び朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）の指示による場合を除く。）
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- (5) 禁固刑以上の刑に処された場合
- (6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- (7) 生活保護費を受給した場合
- (8) 住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

※住居確保給付金の支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」によりお知らせします。

(8) 支給の中断について

- ・受給中に疾病または負傷により就職活動（自立に向けた活動）を行うことができなくなった場合、住居確保給付金中断届と就職活動ができない旨を証明する文書を提出してください。その場合は、支給を中断しますので、中断期間中は原則として毎月1回、面談、電話等により体調及び生活の状況を報告していただきます。
- ・心身の回復により、求職活動を再開できる状態となった際は、申請により支給を再開します。
- ・ただし通算支給期間は中断前の受給期間も含めて最長9か月となるため、中断期間が中断決定日から2年を超えた時は中止となります。

(9)適正な受給のために

- 就職等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず朝霞市自立相談支援機関（地域共生社会課）に届出をしてください。届出の遅延により過払い分は返還していただく場合があります。
- 虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- 前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地へ確認することがあります。
- 必要に応じ、住宅訪問や居住実態を確認し、併せて居住環境や生活面の支援を行うことがあります。

お問い合わせ先

朝霞市 福祉部 地域共生社会課

福祉相談支援係

TEL：048-423-5082

令和8年7月1日改訂